

広島県告示第八百十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和二年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

令和二年十月一日

二 存続期間

免許の日から令和五年八月三十一日まで

三 申請期間

令和二年七月九日から令和二年八月三十一日まで

四 公示番号

区第四百十号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	一月一日から二月三二日まで
第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	一月一日から二月三二日まで
第一種区画漁業	あさり垂下式養殖業	一月一日から二月三二日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

福山市内海町田島横田漁港地先

(2) 区域

次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ四直線によつて囲まれた区域

基 点 一 横田漁港東側防波堤突端

〃 二 一から防波堤沿い東へ百メートルの所

ア 一から田島西端を見通す線上三百メートルの所

イ 〃 四百メートルの所

ウ 二から三百三十九度四百メートルの所

エ 〃 三百メートルの所

六 地元地区

福山市内海町横島